

令和5年度 第3回静岡市健康福祉審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年3月5日（火）午後7時15分～午後8時35分
- 2 開催場所 静岡市役所・静岡庁舎 本館3階 第一委員会室
- 3 出席者 東野 定律 委員長、天野 育子 委員、安藤 千晶 委員、石岡久美子 委員、石川 茂吏 委員、江原 勝幸 委員、遠藤 日出夫 委員、大石 信弘 委員、大瀧 直子 委員、大村 宗久 委員、狩野 美佐子 委員、清野 文雄 委員、小長谷 晋吾 委員、島本 光臣 委員、谷口 年江 委員、丹沢 卓久 委員、中村 千須子 委員、中村 満 委員、西田 泰子 委員、服部 邦子 委員、松田 剛 委員、三重野 隆志 委員、宮下 友美恵 委員、望月 篤 委員、森本 達也 委員
- 4 事務局 保健福祉長寿局長 吉永 幸生、健康長寿推進監兼地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長 千須和 健一、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長 酒井 真、健康福祉部参与 山下 典子、健康づくり推進課長 宮崎 良樹、障害福祉企画課長 福井 秀明、障害者支援推進課長 神田 裕光、高齢者福祉課長 杉原 義人、参与兼介護保険課長 平林 則彦、参与兼保険年金管理課長 望月 秀人、参与兼地域リハビリテーション推進センター所長 望月 巖、保健衛生医療課長 鈴木 忠裕、保健予防課長 原田 康弘、精神保健福祉課長 野ヶ山 久城、葵区副区長兼葵福祉事務所長 村松 正博、駿河区副区長兼駿河福祉事務所長 山川 澄人、清水区副区長兼清水福祉事務所長 堀池 美縁、子ども未来局長 橋本 隆夫、子ども未来局次長 片井 真則、参与兼子ども未来課長 萩原 祥古、青少年育成課長 繁竹 三千代、青少年育成課子ども若者相談担当課長 澤本 由美、参与兼幼保支援課長 萩原 智美、こども園課長 齋藤 利光、参与兼子ども家庭課長 松下 龍一、児童相談所長 大石 剛久、参与兼福祉総務課長 西島 弘道
- 5 議事
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 報告事項（専門分科会等における調査審議）
 - ア 高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会（地域包括ケア・誰もが活躍推進本部、高齢者福祉課、介護保険課）
 - イ 地域福祉専門分科会（福祉総務課）

- ウ 健康づくり専門分科会（健康づくり推進課）
 - エ 児童福祉専門分科会（子ども未来課）
 - オ 児童福祉専門分科会児童処遇審査部会（児童相談所）
 - カ 身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会（地域リハビリテーション推進センター）
- (2) 報告事項（計画策定等）
 - ア 静岡市がん対策推進計画の中間評価・中間見直しについて（保健衛生医療課）
 - イ 静岡市感染症予防計画の策定について（保健予防課）
 - ウ 次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定について（障害福祉企画課）
 - (3) 令和6年度主要事業について
 - (4) 令和6年度組織機構改正の概要について
- 3 保健福祉長寿局長挨拶
 - 4 閉会

6 議事内容

○司会 それでは皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第3回静岡市健康福祉審議会を開催させていただきます。審議会委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます福祉総務課の杉村と申しますよろしくお願いいたします。

本健康福祉審議会は社会福祉法第7条に規定されている地方社会福祉審議会を兼ねており、法令必置の機関でございます。本日お集まりの委員の皆様は、静岡市健康福祉審議会条例第4条第1項の規定により、令和7年3月31日までとなります。本日は今年度最後の全体会になりますが、皆様には来年度も引き続き健康福祉に係る調査審議に携わっていただきます。

まず、本日机にご用意いたしました資料の確認をお願いいたします。次第・席次表・資料1から14を綴じた資料が1部と、別冊で「健康長寿誰もが活躍のまちづくり計画」の関連資料（横型2冊と縦の厚い資料1冊）、グレーの表紙の障がい者共生のまちづくり計画案抜粋版、そして、さくらももさんのマークがついた重点事業の概要をお配りしております。資料に不足や落丁などございましたら、会議中でも挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日ご都合により田宮委員と苦竹委員から欠席でございます。また、富安委員より欠席のご連絡がございました。欠席の委員には後日事務局から資料をお渡しいたします。

本日の日程でございますが、お手元の次第のとおり順次進めまして閉会は午後8時30分を予定しております。なお、本日出席委員は、委員数29名のうち25名で、過半

数を超えておりますので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは次第に従いまして議事に入らせていただきます。ここからの進行は、審議会条例により東野委員長にお願いしたいと思っております。東野委員長よろしくお願いたします。

○東野委員長 それでは早速、次第に従って、分科会からの報告から始めます。その後、計画策定に関する報告事項が3件、来年度に向けた報告とします。まずは専門部会等における調査審議についての報告です。七つの各専門分科会、審査部会の報告をいただいた後、まとめて質問をお受けするという形にさせていただきたいと思ます。

まず資料3、令和5年度の健康福祉委員会の開催実績です。水色に色付けされています今年度開催実績があった分科会の今年度の審議について、報告いただきます。各分科会における調査審議をまとめた資料は、資料4から9にまとめられていますので、各分科会長等から簡単にご報告いただいた後、資料に沿って、分科会事務局を担う各課長等からご説明をお願いしたいと思います。

○東野委員長 それでは、初めに、高齢者保健福祉専門分科会・介護保険専門分科会について、私の方から報告します。今年度も昨年度に引き続き合同開催でしたので、高齢者福祉専門分科会長である私から紹介した後に、地域包括ケア、来年度が活躍推進本部からご説明をお願いしたいと思います。

それでは令和5年度高齢者福祉専門分科会・介護保険専門分科会からの報告でございます。先ほどお話しましたとおり、今年度は、高齢者保健福祉専門分科会と介護保険専門部会、合同で開催したため、一括で御説明させていただきます。今年度は合同分科会を3回開催し、静岡市健康長寿のまちづくり計画、前計画の実績、要介護要支援認定者数、介護サービス種類別の給付実績や分析結果等について報告を受けました。また、計画のうち、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の法定計画ですが、該当する箇所について、計画期間は令和5年度に満了することに伴う一部改訂について、分科会としては審議事項として了承いたしました。

本日は、審議の内容について、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部からご説明をお願いしたいと思います。それでは地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長、お願いいたします。

○事務局（酒井次長） 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部の酒井です。私から静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画の一部改定について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。別冊の4-2をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして1ページをお願いいたします。本計画は高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に策定されており、これらの二つの法定計画が3年を1期として見直し策定を行うため、本計画も両計画の課題等を踏まえ、必要な政策を計画

に位置づけました。

2ページをおめくりください。資料左側に現状課題、右側に対応の取組みを記載しております。一部改訂の主な概要ですが、3点を柱として取組みを進めていくこととしました。1点目の介護サービス基盤の計画的な整備については、上段ですが、稼働率などから、他の施設は充足しているのに比べ、認知症対応型共同生活介護施設、認知症の要介護者に対して日常生活上の支援や介護を行うサービスですが、不足が見込まれるため、推計により新たに18床の整備を位置づけました。次に、下段ですが、通い泊まり訪問等の複合的な機能を持つ介護サービスは、在宅要介護者を支える核となるサービスであることから、確保や普及に向けた取組みを行います。

3ページをおめくりください。2点目の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みについては、上段ですが、認知症高齢者が増加し、介護者がある対応に不安を感じているなど、認知症の方の家族介護者に対する支援の必要性が高まっていることから、かけこまち七間町の専門職による家庭訪問など、ご家族が抱える困りごとの解決や介護に必要な知識及び具体的な介護方法を習得するための支援策を実施して、認知症の人の家族介護者の負担軽減を図ります。また、下段ですが、コロナの影響により、高齢者の社会参加・外出機会が減少し、フレイルリスクが高まっているなど、介護予防促進の必要性が高いことから、成果に連動した委託契約方式あるPFSを導入して、民間事業者の取組み意欲の向上を図り、魅力ある介護予防事業を実施します。

4ページをご覧ください。3点目の地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進については、上段ですが、介護サービスの需要が今後さらに高まることが見込まれるなど、介護人材の不足が深刻化していることから、求職者の介護事業所とのマッチング支援や介護職員が安心して就労を継続できるよう、事業所への指導や研修を実施します。また、下段ですが、介護サービス需要は高まる一方、生産年齢人口は今後も減少していくなど、限られた人材の中でも、サービスの質を維持向上できる仕組みの検討が必要なことから、介護現場のDX推進や、電子申請システムの利用促進など、介護現場の生産性向上に係る支援を実施します。

最後に5ページをご覧ください。今回の一部改正のメインとも言える内容ですが、介護保険料について、国から保険料に係る改正内容が示されたことを踏まえ、第9期は、月額6,350円と算出しました。

別冊4-2の説明は以上です。本日はお時間の都合上説明は割愛いたしますが、別冊4-3は、本計画の本編となっており、別冊4は、本計画に掲載している本市の事業270事業を掲載しております。簡単ですが、私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○東野委員長 ありがとうございます。それでは次に、地域福祉専門分科会について報告。今年度は地域福祉専門分科会会長・江原分科会長からご紹介いただいた後、分科会所管課から説明いただきます。

○江原委員 地域福祉分科会ですが、今年度は3回開催し、第3次静岡市地域福祉計画について、第4次の地域計画について、さらに静岡市重層的支援体制整備事業の実施計画について審議いたしました。審議の内容については所管の福祉総務課からお願い説明をお願いします。西島課長お願いいたします。

○事務局（西島課長） 福祉総務課長の西島です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。資料につきましては、資料5、7ページをお願いいたします。

地域福祉専門分科会の審議状況についてご報告いたします。ただいま、江原会長からもご報告ありましたとおり、今年度の地域福祉専門分科会では、三つの事項についてご審議いただきました。

1点目は、前期第3次静岡市地域福祉計画の進捗管理についてです。計画に関連する88事業の令和4年度の実施状況を確認し、計画の基本目標ごとの達成状況について報告いたしました。

2点目は、第4次地域福祉計画の評価方法についてです。昨年度の地域福祉専門分科会の中で、計画の評価方法について、委員の皆さんから、計画に関連する各種各事業の評価が、定量的な評価ばかりであり、定性的な視点での評価がなされていないといったご意見をいただきました。そのため、今年度開始している第4次計画からは、適切な評価が実施できるよう、評価方法についてご審議いただきました。具体的には、従来の評価では、地域福祉の進捗度合いが地域福祉に関する会議や研修の回数など、量的な面に重きを置く傾向にあったことから、量的な評価だけではなく、事業展開により、どのような効果、成果があったのか、例えば、住民の意識の変化がないかといった質的な面からも評価ができるよう、各事業の実施状況を確認する際の事業実績調査表や、それを踏まえて作成する基本目標ごとの総合評価シートについて見直しを図りました。令和6年度は、第4次計画の令和5年度評価について、今年度ご審議いただいた評価方法に基づき評価を行いまして、地域福祉専門分科会にお諮りしてまいります。

3点目は、重層的支援体制整備事業実施計画についてです。来年度から、前出の重層的支援体制整備事業の実施に向け、今年度がその準備の最終年度であったことから、地域福祉専門分科会において、特にその進捗状況等についてご審議いただきました。令和6年度からは全市で重層的支援体制整備事業を実施してまいりますので、引き続き地域福祉専門分科会において進捗管理をお願いする予定でございます。地域福祉専門分科会の報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○東野委員長 ありがとうございました。それでは次に、健康づくり専門部会です。今年度は、健康づくり専門分科会長・森本委員のもとでご審議いただきました。分科会長からご紹介いただいた後、分科会所管課からご説明をお願いしたいと思います。

○森本委員 健康づくり専門分科会の森本でございます。今年度は3回開催させていただきまして、静岡市健康爛漫計画の進捗管理と、地域計画の策定について審議しました審議や内容については、健康づくり推進課から説明いたします。宮崎課長どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮崎課長） 健康づくり推進課課長の宮崎と申します。着座にて失礼します。それでは、資料6、8ページをご覧ください。先ほど森本会長からご報告ありましたとおり、今年度の健康づくり分科会は、8月・10月・2月の3回で実施をしました。実施内容につきましては、1（1）に記載のとおり静岡市健康爛漫計画第2次の進捗状況について審議しました。計画に搭載されている292事業の令和4年度の達成状況の確認、事業評価及び新規搭載事業の報告をしました。委員からは搭載事業数が多いため、事業の整備や傾斜をつけた評価が必要ではないか、あるいは事業の評価指標が実施回数を評価するものが多く、一律的ではないかとのご意見をいただきました。事業評価指標の設定については、関係各課の作業部員とも情報共有し、次の評価時に反映していきたいと考えております。

また1（2）のとおり、次期健康爛漫計画の策定にあたり、3回にわたって計画案の審議を行いました。3回目の分科会では、審議会委員の皆様からいただいた意見を反映させた最終案を審議しております。貴重な意見をありがとうございました。計画の概要は、資料に記載のとおりです。評価指標につきましては、国の健康日本21（第3次）で示している指標ごとに見直しを行うとともに、1（1）でいただいた事業整備や経験者をつけた評価が必要といった意見を踏まえまして、当市の健康課題解決に特に関係する資料を重点評価指標として設定し、取組みを進めてまいります。現計画から引き続き、生活習慣病予防、重症化予防に取り組んでまいります。幼少期に基本的な生活習慣を身につけ、実践し続けることが将来の健康に繋がっていくというライフコースアプローチの考え方を踏まえ、胎児期を含めた若い世代から、将来を見据えた健康づくりに取り組むための支援を充実させ、生活習慣病の発症予防に繋がっていききたいと考えております。

なお、計画の冊子につきましては、3月中旬の印刷を予定しており、完成次第、委員の皆様配布を予定しています。

続きまして、令和6年度取組みについてですが、分科会につきましては、2回実施する予定です。2（1）、（2）に記載のとおり、第2次計画搭載事業の令和5年度の事業評価と第3次計画搭載事業の令和6年度事業計画について審議を行うとともに、（3）の地域・職域連携の推進としまして、今後の健康づくりの取組みをさらに推進するため、地域・職域連携のあり方について、協議をしていく予定となっております。報告は以上となります。

○東野委員長 ありがとうございました。それでは次に、児童福祉専門分科会です。昨年度は分科会会長であった田宮委員のもとでご審議いただきました。分科会所管課

からご説明とします。

○事務局（萩原課長） それでは、児童福祉専門分科会の事務局・子ども未来課長の萩原です。令和5年度の審議内容及び6年度の取組みについて、報告させていただきます。まず、令和5年度の分科会ですが、大きく3点の内容を議題としてご意見の方をいただきました。

1点目は（1）の保育所等の設置認可等に係る意見聴取です。子ども・子育て支援法に基づきまして、特定教育・保育施設について、20件、定員変更等に係る意見聴取を行いました。内訳は記載のとおりでございます。

2点目は（2）の静岡市子ども・子育て・若者プランの進捗管理についてです。当該プランについては、令和4年度の実績等も踏まえまして、点検評価を行いました。

3点目は（3）の第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査についてです。子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づきまして幼児期の教育・保育や地域の子育て支援について、市が定める需給計画でありまして、現在の計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年となっております。令和7年度から11年度までの次期計画の策定にあたり、各子育て政策の需要量の見込みなどを設定する上で必要となる貴重な基礎資料を作成するために実施をいたします調査内容について、意見の方をいただきました。なお、この調査では、就学前の児童がいる世帯5000世帯・就学児童がいる世帯2000世帯に対しまして、令和5年の12月初旬から年明け1月中旬までの期間として、調査の方を実施したところでございます。また、児童福祉専門分科会につきましては、来週3月13日に第3回の実施を予定をしております、当日の審議内容については、令和6年度に開催する健康福祉審議会でもたご報告の方をさせていただく予定であります。

続きまして令和6年度の主な取組みでございますが、先ほど説明させていただきましたニーズ調査を踏まえまして策定する第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画の内容等について、意見聴取をいただく他、静岡市子ども・子育て・若者プランにつきまして、令和5年度の事業実績を踏まえた点検評価についての審議や保育所等の設置認可等に係る意見聴取の方も行う予定でございます。説明は現状でございます。

○東野委員長 ありがとうございます。それでは次に、児童福祉専門分科会児童処遇審査部会で、審査部会長から簡単にご紹介いただき、分科会所管課から説明をお願いします。

○西田委員 会長の西田から簡単に説明させていただきます。部会は学識経験者、弁護士、小児科医、教育関係者、児童福祉施設関係者の5名の委員で構成されています。部会では里親の認定の審議や虐待等により社会的養護を必要とし、特に困難な問題を抱えた子どもについて報告を受け、専門的な見地に基づき審議及び諮問を行っています。今年度実績については、事務局から報告をさせていただきます。

○事務局（大石所長） それでは事務局の児童相談所の方からご報告をさせていただきます。10 ページの資料 8 をご覧ください。最初に資料の訂正をお願いいたします。2 の稟議結果表のですね、第 4 回目の報告事項のところになりますが、②の裁判事例のところは 4 件というふうに記載されておりますが、これを 3 件に修正の方をお願いいたします。

令和 5 年度は部会を 4 回開催し、2 の審議結果の表の内容を審議いたしました。なお、4 回目につきましては、今週の木曜日 3 月 7 日に開催予定のため審議予定の内容を記載しております。

まず、付議事項ですけれども、表の計のとおり、養育里親 1 件、そして養育里親兼養子縁組里親の認定申請 4 件の計 5 件について、審議を行い、里親の認定をいたしました。この結果、令和 6 年 2 月末現在の静岡市の里親登録者数は、114 世帯、211 人となりました。その他の付議事項といたしまして、処遇困難事例が 1 件、被措置児童に対する里親の不適切な養育が 1 件、この件について審議を行いました。

次に報告事項ですが、裁判事例 8 件、処遇困難事例 2 件、その他里親の追加登録、令和 5 年度里親の新規及び更新等、一時保護所の第三者評価の実施及び結果、被措置児童虐待による調査結果についての報告がありました。

続きまして、令和 6 年度の取組みについてですが、令和 6 年度につきましても 4 回開催する予定をしております。児童処遇審査部会らの報告は以上でございます。

○東野委員長 ありがとうございます。では、続きまして、身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会の分科会長兼審査部会長島本委員から簡単にご紹介いただいた後、分科会所管課からご説明をお願いします。

○島本委員 障害程度審査会です。身体障害者手帳障害程度の審査、15 条指定医師及び指定自立支援医療機関の審査を行うとともに、審議や情報共有を行うため、年に 2 回会議を開催してきております。詳細は、地域リハビリテーション推進センター長から説明させていただきます。

○事務局（望月所長） 所管課の地域でリハビリテーション推進センター望月でございます。それでは、障害程度審査部会についてご説明させていただきます。

お手元の資料 9、11 ページをご覧ください。まず、令和 5 年 4 月から 11 月末までの審査の種類と件数についてですが、障害程度審査が 1760 件、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する指定医師の審査が 17 件、障害者総合支援法第 59 条に規定する指定自立支援医療機関の指定審査が 17 件、それぞれご審査いただきました。部会の会議は、第 1 回を令和 5 年 7 月 31 日、第 2 回後、12 月 14 日、計 2 回開催いたしました。会議では、手帳の審査状況並びに指定自立支援医療機関の登録状況などについて報告を行いました。

また、第1回目の会議では、指定自立支援医療機関の主たる薬剤師の変更時の審査方法についてご審議いただき、審査委員による審査から職員による審査に変更いたしました。これにより、審査期間の短縮に繋がっております。

次に、令和6年度の取組みについてですが、記載のとおり、例年同様2回の開催を予定しております。説明は以上でございます。

○東野委員長 ありがとうございます。では、今までの報告について、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。ご意見でも構いませんが、よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。報告事項になりますが、続いては、静岡市がん対策推進計画の中間評価中間見直しについての報告です。それではご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（鈴木課長） 保健医療課長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。私から本市のがん対策推進計画の中間評価、中間見直しについてご報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料は12ページ、資料10をお願いいたします。本市では、静岡市がん対策推進条例に基づき、第1期静岡市がん対策推進計画を策定し、予防と共生の観点からがん対策に取り組んでおります。この計画は、令和3年度から6年計画であるため、3年目であります今年度に、進捗状況や社会状況の変化を踏まえて中間見直しを行いました。

2のスケジュールでございますけれども、記載のとおりでございます。今月、中間見直し版の策定を予定しているところでございます。

3の見直しの概要ですけれども、主なポイントは次の4点でございます。1点目は、がん予防に感染症対策を追加しました。2点目は、がん検診の精度管理の充実を追加しました。この精度管理等は、適正な検診体制の確保と実施状況の把握のことでございます。3点目、市民、特に大人へのがん教育の推進。4点目は、データに基づいた計画の見直しでございます。

5の政策の体系をご覧ください。赤字の部分が見直した部分でございます。一番右の事業例に、先ほどの見直しのポイントに対応する事業を追加しております。具体的には、ポイントの1点目であった感染症対策として、この表の上から4行目、HPVワクチン接種勧奨を新たに掲載いたしました。また、精度管理の充実としまして、8行目にごがん検診精度管理協議会委員会を、また、大人のがん教育として、下から7行目にあります市民向けの正しい知識普及啓発を盛り込みました。これらの見直しによりまして、一層のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりたいと思ひます。説明は以上になります。

○東野委員長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご意見、

ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○森本委員 この感染予防のHPVワクチンは効果があるからすごく良いと思うんですけども、金銭的な補助とかはないんでしょうか。そういうことは必要だと考えてらっしゃらないんでしょうか。

○事務局（原田課長） 保健予防課でございます。HPVワクチンにつきましては、無料で接種ができております。静岡ではなく他の県で接種された方にも補助金を出すような形で対応しております。

○東野委員長 他はいかがでしょう。

○天野委員 同じところで申し訳ないんですけど、HPVワクチン接種の推奨ということなんですけども、一昨年かその前くらいから副作用の反応とかがあっていうことで結構世間で話題になったかと思うんですけども、その副作用に対する対応については、市としてはどのように考えているのかお聞かせください。

○事務局（原田課長） 保健予防課でございます。HPVワクチンにつきましては、副反応ですとかそういったことがありまして、積極的な勧奨をずっとしてこなかったんですけども、令和4年度から積極的な勧奨が始まっております。接種の機会の方に接種にかかるおはがきの通知をお出ししております。その際に、やはり副反応ですとか、そういったものが心配でいらっしゃるという方いらっしゃいますので、通知の中でも、厚労省のホームページですとか、接種をするにあたってご自身で判断ができるような形で情報提供させていただいて、そちらを踏まえて各自が打つか打たないかっていうような形で接種していただけるような、そんな体制で接種の勧奨を行っているところです。

○東野委員長 他にございますでしょうか。それでは、他にご質問等ないようですので、次に移りたいと思います。続いては、静岡市感染症予防計画の策定についてです。

○事務局（原田課長） 保健予防課長の原田です。着座にて説明させていただきます。本市の感染症予防計画の策定について、ご報告いたします。

資料 11、13 ページをお願いいたします。計画の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえ、新たな感染症の発生及び蔓延に備えるため、感染症法の改正により、これまで策定が義務づけられていた都道府県に加えて、保健所設置市である本市も、感染症対策の基本なる感染症予防計画の令和5年度中の策定が義務づけられました。予防計画では、国の基本方針及び県計画に即して、保健所の体制整備、検査体

制人材の育成、訓練などを記載するとともに、2に記載のとおり、独自に追加記載する四つのポイントを記載しております。

一つ目ですけれども、医療関係者や市民委員から構成されている市感染症対策協議会を通した関係機関との連携強化、二つ目は、予防接種の効果や副反応のモニタリングの実施、三つ目は、新たな感染症に備えた検査体制の構築、四つ目は、平時から感染症に関する情報提供の整備について、を追加いたしました。

次に3の設定が必要な必要な数値目標の考え方につきましては、表に記載のとおりで、国目標の目安に基づき、設定をしております。

1枚おめくりいただきまして14、15ページをご覧ください。計画の目的や期間、計画の骨子は記載のとおりとなります。

ここからの説明は資料にちょっと記載はございませんが、これまでの流れと今後についてですけれども、計画の策定にあたっては、市感染症対策協議会を令和5年7月から2月にかけて4回開催し、令和6年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施、2月の県の感染症対策連携協議会を経て、年度内に策定完了の予定です。

また、令和6年度は、策定した予防計画に基づき、感染症対策に従事する保健師等の専門職の育成や関係機関と連携した訓練の実施を行うとともに、市の独自ポイントに挙げた、平時からの感染症に関する効果的な情報提供体制の構築を行っていく予定です。今後も市感染症対策協議会を引き続き開催することで、実施状況を踏まえ、より実効性の高い計画としてまいります。説明は以上となります。

○東野委員長 それでは、ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○望月委員 清水医師会の望月です。本当に静岡市の感染症対策は優秀なので、コロナの時も第7波・第8波の時の静岡市の救急搬送困難事例っていうのは60件ぐらいずつで、他の同じ規模の消防と比べて1桁2桁少ないとても良いシステムだったと思います。各病院が輪番制をやってくれたり、開業医の先生が患者さんに毎回毎回電話してくれたり、本当に助かった感じです。これからも静岡市は感染症に対して、スピーディーな対応してくれると思ひまして、これからも期待したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局（原田課長） ありがとうございます。引き続きですね、市民の方が安全に受診し、救急困難事例がでないような形で、病院や医師会の先生方と協力して、引き続き感染症対策をやっていきたくと思ひます。よろしくお願ひします。

○東野委員長 ありがとうございます。それでは他にご質問等ないようですので、次の議事は、次期静岡市障害者の共生のまちづくり計画の策定についての報告です。障害福祉課からお願ひします。

○事務局（福井課長） 私からはご案内のとおり、次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定についてご報告します。

資料は6ページの12-1をご覧ください。現在の静岡市障がい者共生のまちづくり計画が、令和5年度で終期を迎えることから、来年度から令和12年度までの7年度間の次期計画を策定いたします。基本理念ですが、障害のある方もない方も、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる共生のまちの実現、こちらを理念としております。基本的視点は2に記載のとおり3点ございます。一つ目は、障害の有無に関わらず、権利や意識を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすることです。二つ目は、社会生活のあらゆる場面におきまして、利用のしやすさを向上させ、社会参加を支援することです。三つ目は、多様なニーズに対応したサービスなどで地域生活を支援することです。

次に計画のポイントですが、記載のとおり3点ございます。一つ目ですが、次期計画では、計画の進捗状況の評価方法を刷新いたしました。これまでは国の指針に基づく指標のみを掲げておりましたが、次期計画からはこれに加えて、計画の大分野に沿った市独自の指標を設定し、適切な進捗管理を図ってまいります。ポイント2点目は、地域の支援力向上の支援を行います。医療的ケアを要する子どもたちは増えております。この増大するニーズに備えまして、地域と連携した支援体制の強化を図ってまいります。ポイントの三つ目は、障害のある方はご本人が希望する就労の支援です。アセスメント手法というふうに表現いたしましたが、アセスメント手法とは、いくつかのご質問ですとか、テストのようなことをした上で、ご本人の能力や特性を客観的に評価する手法なんですけど、こちらの手法に重点を置いた障害者就労に関するモデル事業を今年度令和5年度から始めていますが、来年度令和6年度も引き続き行います。これで得られた結果を踏まえながら、就労の支援をさらに推進してまいります。

4の計画策定のスケジュールにつきましては、この表に記載のとおり実施をしてまいりました。

資料12-2は、静岡市障がい者共生のまちづくり計画の抜粋版になりますが、本日もご用意させていただきました表紙の一番真ん中のところが調整中というふうに大きくなっていますが、こちらには障害のある方がお書きになられた絵を採用する方向で、ただいま調整中でございます。私からの報告は以上です。

○東野委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま報告について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○丹沢委員 ご説明ありがとうございます。今ちょうどご説明をいただいた共生のまちづくり計画なんですけど、少し具体的なところがわからないんですが、冊子の30ページに大分野の安全安心のところ、能登でも大きな地震があった中で、議会の方

も個別避難計画の作成や要支援者への対応をどういうふうにしていってもらえるだろうかということがすごくご意見をいただいているところです。江原先生のご専門だと思いますけれども、全体の資料の16ページに国の指針に基づく指標に加えて、市の独自の指標も合わせて設定してるんだよということが書かれています。災害時の避難行動計画要支援者名簿の活用が今までできていなかったと。それから個別避難計画の作成をいっくらか進み始めたというふうに聞いてはおるけれども、全体どのくらいのボリュームでこれを作成して、いつまでにどういうふうにつけていく、その中に市の独自の指標はどういうふうを設定するかっていうことを、今答えられる範囲でよろしいので、お答えいただければと思います。

○事務局（福井課長） お答えします。個別避難計画の策定をいつまでにどれだけの量で目標にしているかということですが、令和8年度までの目標として、対象となる方分の計画作成を100%やっていく目標をたてています。

○事務局（西島課長） 福祉総務課です。少し補足して説明させていただきます。個別避難計画の策定なんですけれども、災害対策基本法の改正によりまして、令和8年度までに個別避難計画を策定するよということから方針が示されています。その中で、市では避難行動要支援者の名簿として約4万3,000人の方が登録をされている状況になっております。国の方針の中では、例えば障害の程度、介護の程度、あとお住いの地域が土砂災害の区域であるかというハザードの状況を加味して、優先度の高い方から計画を作るよということ示されています。

令和3年度から令和4年度にモデル事業ということで、障害のある方や、要介護の方について個別避難計画を策定のモデルケースとしての策定をいたしました。実際その策定したところ、誰が避難を支援していくのかということ個別に決めていくことがすごく難しいということ把握しております。これを踏まえまして、来年度以降、障害の程度やハザードの状況を加味しまして、想定で700名程度の方の個別避難計画の策定にまずは着手していきたいと考えております。要支援者名簿の作成を前に進めながら、個別避難計画の策定にあたっては、福祉の専門職ですとか、ケアマネさんとかと相談し、その支援事業所の方・その地元の自治会の皆様とのご協力も不可欠ですから、しっかり協議をしながら、計画の策定の方針を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○丹沢委員 ありがとうございます。

○江原委員 テーマに関連して丹沢委員のおっしゃったことを、まさに質問しようと思って、来年度の取組みをお聞きしていました。大切なのは、住民の方や専門職の連携が必要なんですけれども、障がい・高齢・子どもを含む要配慮者に対して取り組むので、いろんな方が関わっていく必要があります。さらに、それは福祉だけではなく

て、やっぱり防災部局との連携も不可欠なので、この辺のところをしっかりとやっていただかないと、700人の優先度の見極めもなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。ぜひ庁内連携を進めていただきたいなというふうに思ってます。以上です。

○東野委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは次の議案に移る前に、専門分科会の報告・計画策定の報告について、適正に審議したことを全体会としても確認したということにしますが、よろしいでしょうか。

それでは次の議案といたします。令和6年度主要事業について、でございます。初めに資料13、18ページのこども未来局の来年度事業についてご説明をお願いします。

○事務局（片井次長） 令和6年度事業の主要事業について、子ども未来局の方から説明をさせていただきます。資料は18ページ、資料13-1です。令和6年度当初予算編成におきましては、子育て支援教育の充実と健康調査の推進が重点政策の一つに位置づけられております。結婚出産子育てという段階や水準に応じた行政の支援・下支えを充実させることで、暮らしの安心感を高めていくため、子ども未来局では、18ページ（1）子育て支援の充実、19ページ（2）結婚の支援の充実に取り組んでまいります。

それでは個別の事業について、（1）の1点目、安心して子育てができる環境の整備に係る事業を説明します。下の表の1「子どもの遊び場設置運営事業」は、子育て世代からのニーズが高い雨の日でも安心して子どもを遊ばせることができる施設の設置及び運営にするための経費でございます。取組みを三つご案内しますと、一つ目が街中で体を使った遊びと子育ての支援の場ということで、中心市街地への民間事業者が実施します。遊び場の設置を誘導するよう助成をするものです。二つ目に、商店街全体が自由に遊び・学び・体験できる場として、清水駅銀座商店街において空き店舗を活用した場を設置運営する団体を下支えするための経費です。三つ目に、学校の体育館で思い切りスポーツをして遊べる場として、廃校となった旧清水市保木小学校を活用した場の設置をいたします。

表の二つ目「児童クラブ運営事業」では、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童に対して、遊びや生活の場を提供する多くの児童クラブの運営経費です。令和6年度からは、既に実施済みである葵区・駿河区に加えまして、清水区においても土曜日クラブの所要解消を実施いたします。

三つ目、不妊治療助成につきましては、令和4年4月から保険適用の対象となりましたが、保険診療適用外となっている先進医療分について、その7割、1回あたり上限5万円で助成をするもので、自己負担の軽減をするための経費でございます。

四つ目、認可外保育施設におけますおける第二子以降の保育料軽減事業では、令和6年度からは、認可保育施設に加えまして認可外保育施設の保育料についても負担軽減を実施するものです。

続きまして、困難を抱える子ども・家庭への支援に係る事業をご案内いたします。5番の私立こども園保育所等になる方への保育支援事業は、こども園保育所等には障害手帳は持っていないけれども、特別な配慮が必要な発達が気になる方に個別に最適な保育が行われるよう支援を実施するものです。

次に6番目、保守保育ソーシャルワーカー活用事業は、市立こども園において困難を抱えます世帯を支援するための保育ソーシャルワーカーを導入するための経費です。社会福祉士・精神保健福祉士などの有資格者が保護者の支援、保育教諭への対応力向上のための研修、あるいは就学先となる小学校との連携などを実施します。

次に7番目、発達早期支援事業は、発達が気になる子の早期発見・早期支援に繋げるためのアセスメントの場である遊びの広場の運営経費です。ニーズに対応するため、教室を増加して実施いたします。

8番目、子どもの貧困対策学習支援事業は、生活困窮世帯等の子どもを対象に、無料で参加できる学習支援・生活支援を実施するもので、できるだけ多くの地域の子どもが参加できるよう、自治体等を拡充いたします。

続きまして19ページ、結婚への経済的支援の充実や出会いの機会の創出に係る事業になります。一つ目、結婚新生活支援事業につきましては、結婚に伴って新生活を開始する夫婦に対して費用を助成するもので、令和6年度からは、住まいの取得費用の補助上限を引き上げ、今後の経済的負担の軽減を図っております。

次に表の3番目ですけれども、しずおかエンジェルプロジェクト推進事業につきましては、結婚を望む若者が安心かつ気軽に参加できるよう、大学の婚活イベントを開催し、婚活に向けた踏み出し支援を行うための経費でございます。こども未来局からは以上でございます。

○東野委員長 ありがとうございます。資料をめくっていただきまして、10ページの保健福祉長寿局の来年度事業についてお願いします。

○事務局（西島課長） 同じく資料の13-1、20ページをお願いいたします。保健福祉長寿局の令和6年度事業についてご説明をいたします。保健福祉長寿局では、来年度も引き続き健康調査の推進に取り組んでまいります。

まず、早期発見・早期介入による発症予防等の取組みとして、令和6年度は、疾病の早期発見、重症化予防支援、生活習慣病の予防のための取組みなどを重点的に実施いたします。赤字で新規とあります3事業をご紹介します。

一つ目は糖尿病の発症予防支援事業です。この事業では、大学等の研究機関や民間企業等と連携し、国民健康保険データベース等を活用したデータ分析やウェアラブル端末等を活用した、生活習慣改善支援を行い、エビデンスに基づいた糖尿病発症予防に向けた取組みに繋げてまいります。

二つ目は、難聴高齢者早期発見早期支援事業です。高齢者の難聴は、社会的な孤独やうつ、認知症との関連も指摘されておるところでございます。そこで、年間20会場

で難聴の早期発見支援のためのブースを設置し、ハイリスク者への支援を行い、補聴器が必要な方には購入費を助成いたします。

三つ目は、成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防事業です。高齢者のQOL、生活の質を上げるとともに、介護給付費の抑制を図るべく、介護予防事業において成果に連動した委託契約方式を導入し、受託者の取組み意欲の向上やノウハウ等の活用により、従来型の委託事業と比べ、より効率的、効果的に介護予防事業、介護予防を推進してまいります。

次に、誰もが活躍できるまちづくり、誰もが活躍プロジェクトといたしまして、就労困難者と人手不足の企業等とのマッチングを行う他、企業に対する継続雇用に向けたサポートを実施してまいります。特に青字で拡充とあります多様な就労困難者の雇用促進事業では、今年度から実施している事業をさらに拡充し、世代や属性を問わず、誰もが生きがいや役割を持ちながら暮らすことのできるまちを実現するため、多様な就労困難者を含む誰もが希望する形での就労や社会参加ができるよう、幅広くかつ総合的な支援体制を整備してまいります。

そして三つ目ですけれども、1人1人に必要な支援を届ける仕組みづくりといたしまして、令和6年度は、複数の支援機関が連携して、福祉の困りごとに対応する体制を拡充する他、本人や介護者と現状に応じた最適なケアを提供するための支援を充実させてまいります。まず、拡充する2事業についてご説明いたします。

福祉の困りごと重層的支援体制整備事業は、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業として、令和5年度は通学で先行的に実施してまいりましたが、令和6年度は全市に広めて拡大実施してまいります。

また、認知症ケア推進センターかけこまち七間町運営事業では、従来の支援に加え、認知症介護家族へのインストラクター訪問事業を新たに開始し、個別相談支援を強化してまいります。

さらに、新規事業といたしまして、介護サービスの生産性向上のためのICT導入支援事業を実施いたします。支援、介護認定者にウェアラブル端末を提供し、バイタルデータを本人が把握することで、見える化による健康意識の向上や運動などの行動変容に繋がります。また、得られたデータを介護職員と本人が共有することで、介護事業所は、データに基づいた最適なケアの提供に活用し、重度化の予防に繋げることができるか試行的に実施してまいります。

説明は以上になりますが、詳しくは、別冊でご用意いたしました令和6年度重点事業の概要の33ページ以降をご参照いただければと思います。説明は以上となります。よろしく願いありがとうございました。

○東野委員長 来年の事業についてご質問等ございましたら、いかがでしょうか。

○安藤委員 社会福祉士会の安藤です。今の説明で20ページの一番下の8番目の福祉の困りごと重層的支援体制整備事業が拡充ということで、今年度は駿河区で先行して行ったということで、先ほど説明があったと思うんですけども、そのときの進捗状況は各分科会に報告はされていたということなんですけれども、試行でどのぐらいの件数を検討されて、どのような評価で、次年度に繋げるための課題はどんなものがありましたでしょうか、教えていただけたらいいなと思います。

○事務局（西島課長） 福祉総務課です。今年の駿河区での実績ですけども、14件の事例を取り扱いました。その中で、特に関係課との連携が必要な他の事例といたしまして8件を重層的支援会議にかけまして、プランを作成したところがございます。実績といたしましては、複合的な課題があって、すぐには解決が難しいといった事例が多かったんですけども、中でも、精神障害の疑いがある方で、これまで医療機関等に繋がっていなかった方が参加支援とかアウトリーチの事業者が訪問することによって、本人と良好な関係を築きまして、受診に繋がったというような事例もありました。なかなかすぐに成果が出るというのは難しいんですけども、継続的に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○安藤委員 ありがとうございます。もう一つなんですけど、その8件というのが、精神疾患の方が多いということなんですけど、高齢・障害、いわゆる8050の事例がすごく多いと聞いてます。けれども、実は、805020とも言われていますけれども、子どもの部門でヤングケアラーとかも含めたような事例というのは、今年度ありましたでしょうか。

○事務局（西島課長） 事例といたしましては、生活困窮の家庭で生活保護を受けてらっしゃる家庭で、奥さんが外国人で、子どもさんが引きこもりの傾向があって、なおかつ障害の疑いがあるというような事例がありましたので、そういった事例についてもアウトリーチ等の支援をして関係を築くような支援をさせていただいたところがございます。

○東野委員長 他によろしいでしょうか。ソフトとハードの区別があるんですけど、ウェアラブル端末や商店街の子育て支援拠点設置は、何をもっててソフトとハードを区別するのでしょうか。箱物がハードっていう話なんですか。

○事務局（西島課長） ハード・ソフトの部分なんですけども、ソフトは会長御指摘のように事業ということなんですけども、建物整備をハードに該当するとしています。

○東野委員長 市長はハコモノが嫌いとか、そういった意識なのかなと思ひまして。

ウェアラブル端末も配ればハードでは、いや、余計なこと言いました。

次に、令和6年度組織機構改正の概要についてです。来年度から設置される部署について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（山梨課長補佐） それでは22ページ、23ページになります。資料14をご覧ください。来年度に向けた組織機構の変更点を掻い摘んでご紹介いたします。

まず23ページの左側になります。黄色で書いてある部分ですが、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課内に、来年度に先駆けまして、2月から担当課長を置く臨時特別給付金係を新設しまして、今年度から次年度以降にかけて対応が必要となります低所得者支援及び定額減税補足給付金支給業務を専属的に対応することとしております。

また23ページの中央になりますが、保健衛生医療部におきましては、新型コロナウイルス感染症対策課及び保健所保健予防課を再編しまして、保健所内に保健所総務課と感染症対策課を新設することによりまして、保健所体制の充実を図ります。

さらに清水病院事務局病院総務課と病院施設課を再編しまして、経営改善のかじ取り機能として、病院経営企画課を新設します。経営分析等をより深め、病院の長期的な戦略立案や実行に注力できる体制とします。

最後にこども未来局における令和6年度の組織機構改正ですが、まず、本市における子育て・教育関連分野を統括し、子育て教育政策に係る総合調整と全庁の司令塔としての役割を果たすため、新たに子育て教育政策監を配置します。

次に、全ての妊産婦や子ども・子育て世帯に対する支援体制をより一層充実させるため、児童福祉法の改正により、令和6年4月から各自治体に設置することが努力義務とされておりますこども家庭センターを福祉事務所に設置いたします。これは22ページの下側となります。特別職などの専門職を増員し、支援を必要とする世帯のサポートプランを作成し、関係機関に繋げるなど、包括的な支援体制を強化していきます。

また23ページこども未来課の企画係を子ども政策係へと名称を変更いたします。

来年度に向けた組織移行については以上となります。

○東野委員長 ありがとうございます。それでは以上です。本日は皆様、ご協力をいただき、ありがとうございます。それでは、司会の方に進行をお返ししたいと思います。

○司会 東野委員長、ありがとうございます。皆様には来年度も引き続き健康福祉に係る調査審議に携わっていただきますが、本日が今年度最後の全体会となります。

1年間の審議調査におけるご尽力に感謝し、保健福祉長寿局長からご挨拶を申し上げます。

○吉永保健福祉長寿局長 ただいまご紹介に預かりました、保健福祉長寿局長の吉永

です。本日はお忙しい中、令和5年度第3回静岡市健康福祉審議会にご出席いただきましてありがとうございました。委員の皆様におかれましては、これよりご専門の分野で活躍されておりますこと、心より敬意を申し上げますとともに、地域活動を通して、本市の青年にご協力いただいておりますことに、深く感謝いたします。ありがとうございます。

本日は、七つの専門分科会審査部会の審議事項や計画策定に関する報告、6年度主要事項について説明させていただきました。また、各専門分科会・審査部会におけるご審議、誠にありがとうございました。

さて、静岡市は今年度から第4次総合静岡市総合計画がスタートし、難波市政が幕開けしました。今回の2月議会の答弁の中での市長の発言を読ませていただきますが、「行政経営においては、政策形成力と政策執行力の両面が重要ですが、とりわけ基礎自治体行政においては、適切な政策執行で結果を出すことが重要であると考えています。そこで、この政策執行力を高め、結果を確実に変革することのポイントとなるものは、チーム組織です。これまで、縦割り行政で、複雑かつ複合的な問題には対処できないことがありました。局や部から成る縦の行政組織は、その業務領域において、特定の法的権限に基づいて特定の施策を実施するという点においては、その役割分担と行政責任が明確であり、有効であると考えている。しかしながら、行政需要がますます高度化、複雑化する中で、一つの局や一つの課で対応することが困難な案件が多くなっています。そのような中で、社会課題に迅速に対応するためには、柔軟な組織編成が可能で、かつフラットな組織であるため、意思決定のスピードが速いチーム組織の活用が重要と考えます。」という内容です。

先ほど江原委員がおっしゃったように、福祉もそうですけれども、一つの局課では対応できない事例が本当に増えております。ですので、こういった対応をしていき、チーム組織をしっかりと機能させるために、新年度当初から立ち上げるチーム組織については、市長がチームリーダーを指名し、実際に組織を動かしていくということになってます。また、この新組織は、複合的な問題や、新たな制度づくりなど特定のプロジェクトが生じれば、年度途中であっても適宜チームを編成するとともに、その役割を終えた場合は、チームを解散し、速やかに所管する局に業務を引き継ぐなど、柔軟かつ弾力的に運営していくようです。

このように、令和6年度は縦の行政組織×横のチーム組織により、社会課題に対して責任感を持ちつつ、自由な発想を生かされ、自律的に行動できる新しい組織づくりの第一歩を踏み出すことになり、その政策もスピード感をもって進めることができると考えています。委員の皆様におかれましては、取組み状況をしっかりと見定めて、ご意見ご助言をいただきますとともに、引き続き地域づくりの主役として存分に腕を振るっていただけますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。それでは皆様、引き続き、本市の健康福祉施設への

ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。以上をもちまして本日の審議会は終了させていただきます。ありがとうございました。